

令和5年度 社会福祉法人県央福祉会基本方針及び施設経営計画

1 社会福祉法人県央福祉会基本方針

1 事業

新型コロナウイルス収束の兆しは全く見えない状況にあるが、国は近いうちに感染症法上の分類で新型コロナを現在の「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げる方針である。当法人では感染力の強さや法人の実態を考え、全事業が後記「3方針【特別方針】」を基本に最大限の対策で利用者・職員の感染防止と健康保持に力を入れ、利用者が安全・安心で満足感を持てるサービスを行う。

(1) 障がい者福祉

障がい者支援施設いからしの里は、生活介護、施設入所、短期入所（ショートステイ）及び日中一時支援の事業を行い、利用者が喜びを感じながら心身ともに健康で安定した生活や活動ができるよう支援する。

障がい福祉サービス事業所いからし工房は、生活訓練、就労継続B型、生活介護及び日中一時の各支援事業、杉の子工房は、就労移行、就労継続B型、就労定着及び日中一時の各支援事業を行う。両事業所とも、それぞれの事業目的に合わせて利用者の就労や就職の意欲を高めるとともに、心身の健康にも十分に配慮し安定的で自立的な生活の向上を目指す支援を行う。なお、就労関係の事業では利用者の工賃向上に力を入れて進める。

障がい者居住支援拠点施設長久の家は、障がい者グループホーム（共同生活援助）、地域活動支援センター、相談支援センター、障がい者就業・生活支援センターの4事業を行う。これらの事業を通して、○市内数か所のグループホーム等に居住する利用者の健康で明るく張りのある地域生活の支援、○日中楽しく集い過ごせる余暇や自由活動等の場の提供、○相談者の種々の相談への対応や利用者のより良い生活プランの援助と地域の相談支援体制向上に向けた取組の推進、○雇用・就労の種々の課題解決とそれに伴う健全な生活面の援助（就業・生活支援センター、国・県の委託）など、各事業間の連携により障がい者の総合的な支援活動を進める。

うらだての里の訪問介護事業による障がい者の居宅介護・重度訪問介護事業は充実を図りながら継続し、居宅等における多様な支援ニーズに応える。

(2) 高齢者福祉

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）つかのめの里、うらだての里、おおじまの里は、入所者の健康・安全・安心を基本において、利用者主体の手厚い介護サービスや生活支援等を行う。

在宅福祉においては、短期入所（ショートステイ）、通所介護（デイサービス）、認知症対応型通所介護、訪問介護（ホームヘルプ）、居宅介護支援、配食サービス、地域密着型施設における小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（5年度より事業変更、別称：認知症高齢者グ

ループホーム)等の事業を行い、高齢者の多様な福祉ニーズに幅広く対応するサービスを展開する。併せて、地域包括支援センター(2つのセンターの区域を担当、三条市の委託)は、地域における高齢者をはじめとした福祉の推進拠点として包括的支援、介護予防支援、総合相談支援並びに地域生活支援などの業務を進める。

また、中央いきいきセンター等における介護予防教室(三条市の委託)は、地域のニーズや利用者の要望等を踏まえ、介護予防としての役割を高めるべく実施内容や方法の充実を図りながら継続する。

(3) 児童福祉

児童福祉施設にじいろ保育園は、零歳から就学前までの児童に対しそれぞれの成長段階を踏まえて一人一人の個性の伸長とより良い心身の発達・育成に力を入れながら、家庭及び地域の子育て支援のニーズを重視した保育を行う。また、児童の行動・活動の特性等を考慮した施設設備の安全管理や遊び場の確保などの環境整備、感染症流行時等における家族の理解や協力方法など常に細かな配慮と工夫等を丹念に行い、元気溢れる児童の伸びやかな保育を進める。

2 目 標

(1) 障がい者支援

- ① 利用者が日々健康で生活や活動に満足感を持ち、一人一人に応じた自立が図れるようにする。
- ② 社会参加への興味と喜びが広がるようにするとともに、地域で安心して暮らすことができるようにする。
- ③ 生活介護、就労・就職、自立訓練、地域居住生活、相談援助、そのほか、利用者が必要な支援を選択しながら自己実現への希望と意欲を持った生き方ができるようにする。

(2) 高齢者支援

- ① 利用者が身体面・精神面において健康・安全・安心の気持ちで、より安定した快適な生活を送れるようにする。
- ② 一人一人が自己のニーズや思いへの充足を感じながら、生きがいを持ち自己実現に向けた豊かな生き方ができるようにする。
- ③ 居宅介護支援や在宅サービス等を利用しながら、住み慣れた家庭・地域での生活が継続できるようにする。

(3) 児童支援

- ① 子どもたち一人一人が自己を十分に発揮しながら活動し、心身ともに逞しく豊かな発達・成長が図れるようにする。
- ② 日々、健康・安全で、かつ情緒が安定した健やかな生活を送れるようにする。
- ③ 家庭及び地域の保育ニーズに対応しながら、乳幼児期における人間形成の基礎づくりが成さ

れるようにする。

3 方 針

【特別方針】新型コロナウイルス感染防止への対策（◆項目）と

利用者の満足感を大事にするサービスへの工夫・実践（◎項目）

国は新型コロナを現在の「2類相当」から「5類」へ移行する方針であるが、法人では、特に下記の事項及びその他考え得る事柄に十分留意をし、今年度も法人の総力を結集して感染防止の対策に当たる。同時に、日々のサービス活動においては、法人理念の「利用者主体の質の高いサービス」を常に念頭におき、利用者がより満足感を持てるような支援・援助に力を傾注して実践する。

- ◆法人・各事業所の利用者、職員及び関係者がこれまでに実施してきていることの見直し等
三密（密閉・密集・密接）に対する諸々の配慮、マスク着用、手指消毒や手洗い等の励行、検温の実施、濃厚接触への対応、必要時における感染検査の実施など、状況に応じた見直しを行う。
- ◆今後の上記の見直し・実施に当たっては、下記とおり感染状況等にも配慮しながら進める。
 - ①利用者への支援内容・支援方法等の特殊性や特例等の場合 → 障がい者、高齢者、保育児童のそれぞれの身体・心・行動等に対する配慮
 - ②国、県、市町村等から感染等に関する要請・指導等が出た場合 → 法人としての見解・対応策と事業所への指示・連絡等、家族等への適切な連絡・協力依頼等への配慮
 - ③感染症法分類の移行期の前後 → 利用者や職員等の誤解・混乱等を避けるための準備策等
- ◆法人は、本部と各事業所、各事業所間のそれぞれの連携と協力体制を一層強めて感染防止を図る。（感染防止のための本部と各事業所の連携体制、事業所間の情報交換等の連携体制、事業所間の職員のサービス応援・協力体制、感染情報の報告・公開等の体制の確立など）
- ◆法人・各事業所は、保健関係機関や医療機関、地域社会などと感染防止に関する情報交換、相談・指導助言の体制、相互の支援協力など、幅広い連携を取りながら対策を進める。
- ◆各事業所等は必要により感染防止のための用具、物品、設備等の整備を行う。
- ◆各事業所は、感染防止等に対して、利用者や職員のそれぞれの家族の理解・協力が欠かせないことから、今後も利用者とその家族、職員とその家族の効果的な連携の方策を検討し対策を進める。感染、濃厚接触等の疑わしい場合は速やかに関係施設長等に報告する。
- ◆法人・全事業所は、ワクチン接種等に関して、利用者・職員の希望者等に対し市町村・実施機関の指示等に基づき、適確で遺漏のない体制で接種を受けることができるよう配慮する。
（上記文中の「感染防止」や「対策」は感染した際の対応・処置等も含んで考えることとする。）
- ◎法人及び全職員はこのようなコロナ禍の中にあっても、利用者一人一人の生活や活動への思い・願いを一層重視し、利用者自身が満足感・喜び・生きがい・幸せ感の気持ちを持てるように、サービスの内容・方法に可能な限りの多面的な工夫を重ねながら支援を展開していく。

【通常の本年度（令和5年度）の方針】

(1) 一人一人に合ったサービスへの創意工夫

各事業においては、利用者（児童を含む、以下同じ）一人一人に合った真のサービスを見極めるとともに、利用者の思い・自己実現に向けた支援内容・方法について常に創意工夫を重ね、多様で柔軟なサービスを展開する。そのため、特に利用者・家族の確かなニーズに基づく最適な支援計画等の作成・実践とその評価、法人各分野の連携やチームワーク・外部のネットワーク等による支援方法の充実、幅広い社会資源の活用に力を入れたサービス等を積極的に進める。

(2) 人権・権利擁護の重視と人格を尊重したサービスの提供

常に利用者の人権と権利の擁護を最重視するとともに、一人一人の人格を尊重したサービスの提供を行う。また、利用者や家族等からの相談や要望などに対してはいつも誠実かつ丁寧に対応し、利用者・家族等が納得・満足のできるより良い方策やサービスに繋げていく。

(3) 生活環境づくりの工夫

利用者が生活の喜びと心の安らぎを感じ、快適な気持ちで毎日を送れるような生活環境づくりを工夫し構築する。そのため、生活や活動の場、居住の場として「健康・安全・安心、利用しやすい、美しい」などを特に大事にして環境整備を進める。さらに、利用者の周囲の人的環境・社会環境などにも目を向け、利用者が日々落ち着いて過ごせるよう配慮する。

(4) 家族・地域住民との交流・連携と地域福祉の推進

各事業を進めるに当たっては、家族・地域住民の理解や協力を得るための交流・連携の活動を積極的に進めるとともに、地域への施設の紹介や施設の開放、福祉技術の提供等を通して地域における開かれた事業所としての役割や福祉力を広く地域に広げるようにする。また、法人は社会福祉事業者として地域の多様な福祉ニーズに前向きに対応していく構えを持ち、そのための基盤を整えながら種々の形で地域福祉の推進に進んで取り組む。

(5) 職員の研修等と資質向上・人材の育成

本部及び各事業所は、多様化する福祉ニーズへの対応や法人理念の具現化と事業のより良い推進を目指して職員の研修活動に力を入れる。そのため、職員の技量・実践力等を広げる研修、経営・運営・管理等の力量を高める研修、豊かな人間性を培う研修など、職員の年代層やキャリア等に応じた研修等を積極的に推進し、職員の資質向上と人材の育成に取り組む。

(6) 法人経営基盤の強化

法人の中長期の展望を見通して経営基盤を強化する。特に、質の高いサービスへの継続的追究、地域のニーズへの対応と社会に貢献する事業の展開、福祉3分野を担う法人としての特徴を実効化する運営、人材の確保と育成、今後を見据えた施設設備等の保全と環境整備、職員の労働環境等の整備、財務の安定化などについて具体的課題と方策を明確にし、事務局と事業所が一体的に取り組む体制の中で法人経営の継続的・発展的な基盤を固めていく。

2 障害者支援施設いからしの里経営計画

1 経営方針

施設入所支援と生活介護の事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や関係諸法並びに社会福祉法人県央福社会の基本方針に基づき、利用者一人一人が日々喜びを感じ、その人らしく張り合いと希望・活力を持ちながら、心身ともに健康で安定した生活や活動ができるように、地域や家庭、関係機関と連携し支援する。

(1) 一人一人に合った支援

利用者一人一人の思いや自己実現に向け、心身の状況等に応じた支援方法について、常に創意工夫を重ねながら実践していく。特に利用者・家族等の確かなニーズの捉えに基づく支援計画の作成と評価、チームワークやネットワーク等による支援方法の充実、幅広い社会資源の活用などに力を入れて支援を行う。

(2) 人権・権利擁護の重視と人格と意思決定を尊重した支援

常に利用者の人権と権利の擁護を最重視するとともに、一人一人の人格と意思決定を最大限に尊重したサービスの提供を行う。

(3) 健康管理・安全管理の重視

利用者の健康・安全管理は施設内の関係部門が連携しながら総合的に支える。特に健康面に関しては利用者の高齢化を意識し、医療機関と連携を図りながら疾病等の早期発見、早期治療に努め、健康で安心・快適な生活ができるようにする。

特に、新型コロナウイルス感染症等の感染症について、感染状況など最新の情報収集に努め正しく理解し、基本的な感染防止の徹底に加え必要な対策を講じる。

(4) 生活環境づくりの工夫

利用者がいつも生活の喜びと心の安らぎを感じ、快適に過ごすことができるよう生活環境を工夫する。そのため家庭的雰囲気を重視した環境整備を行う。また周辺環境を整え、利用者が日々落ち着いて過ごせるよう配慮する。

(5) 自然災害等、非常時の対策

近年の想定を超えるような自然災害等の増加に対して、非常時への備えと業務継続のため、避難訓練、非常時シミュレーション等を実施し、利用者・職員等の実態に合わせ逐次対策を見直しながら、利用者が安心して、満足感を持って生活できるようにする。

(6) 家族・地域住民との積極的な交流・連携と地域福祉の推進

家族や地域住民との交流・連携を積極的に進め、理解や協力を得ながら利用者の生活がより一層充実するよう取り組むとともに、地域における開かれた事業所として地域福祉を推進していく。

(7) 誠実・迅速な苦情相談への対応

利用者・家族等から寄せられた苦情や要望、相談に対しては誠実で迅速かつ丁寧に対応し、利用者・家族等が納得し満足できるより良い方策やサービスに繋げていく。

(8) 職員の資質向上・人材の育成

多様化する福祉ニーズへの対応や法人理念の具現化と事業のより良い推進を目指して、積極的に専門性を高める研修等に取り組み、職員の資質向上・人材の育成を図っていく。

2 重点事項

(1) 最適な支援計画作成と多様な方法による支援の充実

利用者一人一人にマッチした最適な計画（個別支援計画）を作成する。また、複数の専門職員の支援力を生かしたチームワーク支援や地域の種々の社会資源の活用などに取り組み、多様で創意工夫ある充実した支援を進める。

(2) 人権・権利擁護と人格尊重を基本においた支援

人権、権利の擁護、人格の尊重は「質の高いサービス」の根源であることを常に基本において支援する。そのため、特に利用者に対する受容、自己決定、傾聴等を大事にした支援を行う。また、利用者の意思を最大限に尊重した支援を目的として、できるだけ多くの自己選択の機会を設け、同時に利用者一人一人の意思決定能力の向上に向けた支援を行なう。

(3) 健康・安全管理における各部門及び医療機関との連携強化

利用者の健康・安全に向けて、施設内の医務、給食、支援部門の綿密な連携体制を強化し、定期的に全職員で連携のチェックをしながら進める。また、疾病等の予防、早期発見、早期治療等は日頃からの医療機関との密接な連携に留意して進める。

新型コロナ等様々な感染症について、情報を収集し正しく理解し、適切かつ迅速な対応を行う。

(4) 施設環境の有効利用

施設環境のより有効な活用方法を工夫する。特に、個室ユニットや共有の場所・設備、周辺の自然など、利用者の生活のしかたや活動内容と合わせてより良い活用方法を創造する。また、利用者が喜びや楽しさ、家庭的雰囲気を感じることができるような環境づくりにも力を入れる。

(5) 新型コロナ等様々な感染症および自然災害時等、非常時における業務継続計画

業務継続計画に基づき非常時シミュレーションを定期的実施し、計画を逐次見直ししながら、利用者・職員・建物構造等に合った実効性のあるものとする。

(6) 利用者が外部の人とのかかわりを広げるための家族・地域との連携

家族や地域の人々の来所や、地域のイベント等に出かける活動等に積極的に取り組み、利用者が家族や地域の人と交わる喜びを増やすための連携方法に重点を置く。同様に広くボランティアを受け入れ、利用者との相互交流が図れる機会をつくっていく。また、地域への施設開放、福祉技術の提

供等の機会をさらに増やし、地域での施設の役割を広げる。

(7) 利用者・家族の満足度を大事にした苦情や相談への対応

苦情や相談には誠実・迅速かつ丁寧を重視し、利用者や家族等の思いや満足度を根底において対応する。また、苦情や相談はその後の支援方法や施設経営にプラスになる材料として受け止め対応する。

(8) 職員の研修と資質向上・人材育成

法人や部外等の研修、先進地視察研修等と併せて施設内研修の充実を図る。特に、障がい者支援の価値や多面的な支援の知識・技術の習得、或いは障がい者の重度高齢化への支援、感染症対策など、職員の専門性と実践力を広げる研修に力を入れ、資質向上・人材育成に繋げる。

3 障害福祉サービス事業所いからし工房経営計画

1 経営方針

障害福祉サービスの就労継続支援B型事業及び自立訓練(生活訓練)事業・生活介護事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の関係諸法並びに社会福祉法人県央福祉会の基本方針に基づき、利用者一人一人の人格の尊重と利用者本位の経営を根本に据え、利用者の心身の健康及び安定、日常生活の自立と就労意欲の増進、積極的社会参加を目指し、地域や関係機関と連携しながら、信頼され親しまれる施設づくり・経営を進める。

(1) 一人一人に合った支援

利用者一人一人の思いや自己実現に向け、心身の状況等に応じた支援方法について常に創意工夫を重ねながら実践していく。

(2) 利用者の自立生活への支援

就労継続支援B型、自立訓練(生活訓練)、生活介護のそれぞれの事業を通して、利用者が日々の活動や生活に満足感を持ち、一人一人に応じた自立が図れるようにする。

(3) 就労意欲を増進する支援

利用者の特性に即した事業内容の改善と適切な支援を行い、就労への意欲を増進する。

(4) 人権・権利擁護の重視と人格と意思決定を尊重した支援

利用者の人権と権利の擁護を最重視するとともに、一人一人の人格と意思決定を最大限に尊重した支援を行う。

(5) 新型コロナウイルス等の感染症対策と自然災害等、非常時の対策

新型コロナウイルス等の感染症の感染状況など最新の情報収集に努め正しく理解し、基本的な感染防止の徹底に加え必要な対策を講じる。また、非常時への備えと業務継続のため、家庭や関係機関との連絡・連携を密にし、利用者が安心して、張り合いをもって通えるようにする。

(6) 家族・地域住民との連携・交流と地域福祉の推進

家族や地域住民、諸団体、関係機関等との連携・交流を深めるとともに、地域への施設開放や福祉技術の提供等を通して、地域における施設の役割を広げるようにする。

(7) 職員の資質・専門性の向上

積極的に研修活動及び業務に必要な専門資格の取得を推進し、職員の資質・専門性の向上を計画的に進め、人材育成と組織の活性化を図る。また感染症対策研修の受講を強化する。

(8) 健全な施設経営

支援活動や財務など健全な施設経営を行い、地域の信頼や期待に応えられるよう努める。

2 重点事項

(1) 支援内容・方法の充実

- ① 利用者・家族の確かなニーズの捉えに基づく最適な個別支援計画を作成・実践していく。
- ② 支援方法を常に見直ししながら、一人一人に合ったサービス提供ができるようにする。

(2) 一人一人に応じた自立支援・生活支援の重視

- ① 一人一人の思いや生活スタイルを重視した自立支援・生活支援を行う。

(3) 多様な活動による就労意欲の高揚と工賃向上を図る支援の充実

- ① 利用者の適性と特性に応じた支援方法と作業環境改善により、持続性、協調性、確実性を養う。
- ② 就労継続支援B型事業では多様な作業活動、施設外支援、施設外就労などを通して、就労意欲が増進するよう支援する。
- ③ 自主製品の種類と販路拡大に努め、工賃の向上を図る。

(4) 人権・権利擁護と人格尊重を基本においた支援

- ① 人権・権利擁護、人格の尊重は支援の基本ととらえ、特に利用者に対する受容、自己決定、傾聴等を大事にして支援を行う。
- ② 利用者の意思を最大限に尊重した支援を目的として、できるだけ多くの自己選択の機会を設け、同時に利用者一人一人の意思決定能力の向上に向けた支援を行なう。

(5) 新型コロナウイルス感染症等の感染症および自然災害時等、非常時における業務継続計画

非常時を想定した訓練を継続実施し、業務継続計画を逐次見直ししながら、利用者・職員・環境等に合った実効性のあるものとする。

(6) 社会参加や行動力を高める活動等の推進

- ① 自治会の活動や係活動等を通して、積極性・主体性・責任感が身に付くようにする。
- ② 地域の諸行事や活動等への参加を促し、社会参加への興味と喜びが広げられるようにする。

(7) 利用者の生活を高めるための家族、関係機関、地域社会等との連携

- ① 保護者・家族との連携では、面談会や通信、連絡ノート等で情報交換を図り、より良い支援に繋げていく。
- ② 各事業所及び関係機関との連携を密にし、利用者が自己実現への希望と意欲を持ち続けながら、その人らしい生き活きとした生活ができるよう支援する。
- ③ 施設から地域へ情報発信を行い、ボランティアの受け入れや地域との交流行事などにより、一層の理解・協力を得るとともに、利用者の豊かな生活に結びつけられるようにする。

(8) 職員の技量向上を目指す研修活動の推進

- ① 職員の資質を高め、質の高いサービスを提供するために、職員の福祉サービスの技量・実践力・モチベーションを高める研修、経営・運営・管理等の力量を広げる研修、豊かな人間性を

培う研修など施設内外での研修活動に取り組む。

② 専門資格取得を積極的に推進する。

(9) 健全な施設経営

① 質の高いサービスへの継続的 pursuit と実践による健全な施設経営に力を入れ、地域から信頼され期待される施設となるよう努める。

② 経営上の収支のバランスを図りながら、安定的な財務管理を進める。

3 自立訓練(生活訓練)の活動等

(1) 自立した日常生活を営むために必要な計画立案と、それに基づく訓練及び各種相談援助を行う。

(2) 地域において自立した生活を営むことができるよう、関係機関と連携、調整を行う。

4 就労継続支援B型の活動等

(1) 受託事業

各事業所から委託を受け、各種園芸用品・家庭用品の組立・シール貼り等多種類の作業を行う。

(2) クリーニング事業

リネン類を中心とするクリーニングの下請け作業の継続及び、自主請け作業の開拓も行う。

(3) 施設外支援・施設外就労

公園清掃、法人施設の弁当配達等の施設外支援を積極的に行うとともに、積極的に施設外就労を取り入れ就労意欲の増進を図る。

(4) 自主製品事業

無農薬野菜の栽培、菓子製造に継続して取り組むとともに、菌床椎茸栽培を拡張し収穫量の増加を図る。また積極的に販路を拡大し、工賃向上に繋げる。

5 生活介護の活動等

(1) 利用者が心身ともに充実・安定した生活を送ること及び自己実現を図るために必要な計画立案と、それに基づく支援及び各種相談援助を行う。

(2) 家庭や地域住民、関係機関との連携・交流を積極的に進め、理解や協力を得ながら、利用者の生活が充実するよう取り組む。

4 障害福祉サービス事業所杉の子工房経営計画

1 経営方針

障害福祉サービスの就労移行支援事業、就労継続支援(B型)事業及び就労定着支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の関係法令並びに県央福祉会の基本方針に基づき、利用者一人一人の人格尊重と利用者本位の経営を根本に据え、利用者の日常生活の自立、就労意欲の高揚、積極的な社会参加を目指し、地域との連携を重視しながら、健全で利用しやすい施設づくり・経営を進める。

(1) 利用者の就労意欲を高め、自己実現を図る自立生活への支援

就労移行支援、就労継続支援(B型)、就労定着支援の各事業を通して、一人一人の個性や能力に応じた支援方法により就労意欲を高めるとともに、自己実現に向けた自立生活向上の支援を大事にする。併せて施設就労では工賃向上にも力を入れて進める。

(2) 人権・権利擁護と人格尊重の支援・利用者主体を重視した意思決定支援の推進

利用者の人権と権利の擁護を最重視し、一人一人の人格や考えを尊重した支援を行う。

(3) 生活・作業環境づくりの工夫

利用者が、活動の場として利用しやすく安心・安全の気持ちで過ごせるように環境整備を行う。老朽化等に伴う修繕等にも計画的に対応する。

(4) 地域社会・諸機関等との連携・交流

新型コロナウイルス感染症等の感染防止に取り組みながらも、利用者の家族や地域住民、関係機関、諸団体等との連携・交流の活動の内容や方法を常に検討し、創意工夫して積極的に取り組むことで、地域との結び付きを深め、社会貢献に努める。

(5) 職員の資質・専門性の向上と人材育成

計画的に職員の資質向上のための研修活動及び専門資格の取得を推進することにより、人材育成と組織の活性化を図る。

(6) 施設経営の健全化

事業の継続的運営と安定した経営のための財務管理に取り組む。

2 重点事項

(1) 支援計画・支援方法の充実

- ① 一人一人の最適な個別支援計画等を作成するとともに、常に計画や支援方法を見直しながら支援に当たる。

(2) 自己実現を図る意思決定支援の重視

- ① 利用者の就労への思いや生活ニーズの把握を的確に行い支援に当たる。

② 一人一人の利用者の選択・決定等の機会をできるだけ多く設け、意思決定能力向上の支援により自立の力を高め、自己実現を重視した就労や生活の支援を行う。

(3) 作業や就労への意欲を高める支援の充実

① 3つの事業とも、常に利用者の個性・能力・適性等と作業・就労内容の適合性に十分に配慮しながら、個々に応じた支援方法で働くことへの気持ちを高めながら、持続性・協調性・確実性等を養う。

② 就労移行支援においては、施設内・施設外での多様な作業や体験を通して、一般就労への意欲と技能の向上を図り職業準備性を高めることを重視し、企業が求める人材育成を実施する。

③ 就労継続支援(B型)においては、多様な作業活動を通して、利用者の働くことへの意欲とともに工賃向上の意識を高めることも重視する。

④ 就労定着支援においては、就労者との面談や職場訪問等をこまめに行い、職場の協力も得ながら、就労者の働く喜びや働きがいを感じる気持ちづくりの支援を重視する。

(4) 人権・権利擁護と人格尊重を基本においた支援

人権、権利擁護、人格尊重は支援の基本ととらえ、特に利用者に対する受容、自己決定、傾聴などにより利用者の思いや考えを大事にした支援を行う。

(5) 生活・作業環境の整備と工夫

① 利用者が喜びや楽しさを感じることができる生活・作業環境を工夫する。

② 改修・修理等が必要な場合は可能な限り早期の改善を図る。

(6) 社会参加や行動力を高める余暇活動・係活動等の推進

① 新型コロナ感染症等の感染防止対策を周知し、理解を深め実践できるようにした上で、参加可能な各種余暇活動等への積極的参加を促し、多くの活動体験や楽しさを通して社会参加に対する意欲を高め地域社会への視野を広げるよう図るとともに、それぞれの場面で自己選択・決定・行動ができる力を伸ばす。

② 当番活動や係活動等の自主的活動を通して、意欲的に物事に取り組んだり、責任をもって役割を果たしたりする心構えや行動力・習慣が身に付くようにする。

(7) 家族、関係機関等や地域社会との理解・協力を得る連携・交流

① 保護者・家族との連携においては、施設運営説明会、面談会、通信や連絡ノート、施設の行事やボランティアへの協力・参加などを通して情報交換を図り、利用者の支援に対する理解と協力を得るようにする。

② 施設から地域への情報発信や行事案内を行う。また感染症等の感染対策を講じながら地域へのサービス活動、ボランティアの受け入れ等、地域と積極的に交わる活動を継続し、創意工夫をしながら地域社会との交流を図る。

(8) 施設内研修・専門的研修等の推進

- ① 職員の資質を高め、質の高いサービスを提供するため委員会等が主催する施設内研修を充実するとともに、外部研修、専門的研修、資格取得の自己啓発の研修等を積極的に推進する。

(9) 財務の安定化

- ① 経営上の収支のバランスに配慮しながら、安定的、継続的な財務運営を図る。

3 作業内容・体験活動等

(1) 受託作業

市内事業所等から委託を受け、日用雑貨品などの組立・磨き・包装・部品付けセット、紙箱折りなど多種類の作業を行う。

(2) 施設外作業・職場実習

法人施設の清掃業務や農福連携等による施設外作業に幅広く取り組むとともに、必要に応じて職場実習を行う。

(3) 農業生産活動・自主製品（菓子製造・販売）事業

農業生産活動(野菜栽培活動)とさつまいも利用の菓子製造は、それぞれ生産・製造・販売等について安定供給と共に拡充を図る。

5 障がい者居住支援拠点施設長久の家経営計画

1 経営方針

障がい者居住支援拠点施設長久の家で行う下記の事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の関係法令並びに社会福祉法人県央福祉会の基本方針に基づき、利用者一人一人のニーズを的確に把握し、自立生活や就労、社会参加や余暇活動等に対して主体的に取り組む意欲や実践力を高める支援を行う。そのため、各方面との連携を根底に据えながら居住支援拠点施設として専門的支援を統括的に行う。

■障がい者居住支援拠点施設長久の家で行う事業

- ・共同生活援助（障がい者グループホーム～拠点内3ホームと市内6ホーム・サテライトホーム）の地域生活や居住生活を統括支援
- ・地域活動支援センター
- ・障がい者就業・生活支援センター（国の委託、雇用安定事業）
- ・相談支援センター（市委託・地域生活支援センターを含む）

(1) 多方面との連携を根底においた居住支援拠点施設としての専門的支援の充実

長久の家は、市内にあるグループホーム等の統括的な居住支援拠点施設として、各関係機関や諸団体、各法人、地域など、多方面との連携を重視した専門的支援を行う。

(2) 人権・人格の尊重と利用者主体を重視した支援・意思決定支援の推進

常に利用者の人権・人格尊重を基本におき、一人一人の利用者が自分の意志や考えを大事にして主体的に生きる力を養うことを重視した支援を行う。

(3) 喜びと安定を図る住まいの環境づくりと地域活動支援センターの余暇活動等の推進

利用者が喜び、安定した気持ちで日々の地域生活を楽しめるような支援計画を基にして、居住の諸々の環境をつくり支援する。また、地域活動支援センターは、個人や仲間同士の思い・考えを大事にした余暇活動や自由活動等の支援を行う。特に、新型コロナウイルス感染症等の感染防止策を継続しながら、創意と工夫を重ね満足感を得られる支援を行う。

(4) 自主的な社会参加の推進

利用者が進んで社会の種々の活動に参加する意欲と実践力を高揚し、地域の一員としての喜びを味わえるように支援する。

(5) 健康、安全管理への配慮

居住場所や日常生活での健康管理、安全管理には日頃より十分に配慮をし、緊急時等にも関係機関と連携しながら対応できる体制を整えて支援に当たる。特に、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底していく。

(6) 生活、就労等の総合的体制による支援

相談支援センターは相談者の種々の相談援助や利用者の生活支援計画作成・援助を適切に行い、就業・生活支援センターは各機関・事業所等と連携しながら就労意欲の高揚と持続を大事にした支援を行う。グループホームの支援は居住担当の部署だけでなく、施設内の余暇等の支援や相談支援・就労支援の部署と連携・協働しながら総合的体制で支援に当たるようにする。

(7) 職員の資質と専門性の向上

職員（各グループホームの世話人含む）は、各種研修において障がい者支援の資質と各部署に必要な専門的支援の技量向上に努める。

2 重点事項

(1) 拠点施設として多方面との連携体制の重視

地域の障がい者のニーズに沿ったより良い居住支援・地域生活支援を進める。併せて種々の関係機関・諸団体・各法人・家族や地域住民・勤務事業所、その他多方面との幅広い連携体制を重視し、居住支援拠点施設としての機能・役割の充実を図る。

(2) 利用者の人権・人格の尊重と意思決定支援の推進

全ての支援部署において、常に利用者の人権・人格の尊重を支援の根源におき、特に一人一人の意思や考え、主体性を重視しできるだけ多くの自己選択の機会を設け、同時に利用者個々の意思決定能力の向上に向けた支援を進める。

(3) 喜びや心の安定等の環境づくりと地域活動支援センターの余暇活動等

長久の家及び各グループホームは、一人一人の実態や思いによる計画を基に、利用者の喜びや心の安定等を大事にしたより良い生活環境づくりを進める。また、地域活動支援センターは、やりがいや楽しさが実感できる余暇活動、自由活動、仲間との交流活動などを行い支援する。

(4) 社会参加の意欲・実践力の高揚

新型コロナウイルス感染症等感染防止対策を十分に理解してもらい、対策を講じたうえで、可能な地域の行事、社会活動などへの参加意欲と実践力を高め、自主的に行動することや地域の人と交わることへの喜びが持てるように支援する。

(5) 安全管理、健康管理への対応と連携体制の確立

利用者の安全確保を第一とし、各グループホームにおける定期的な設備の点検・避難訓練等を実施するとともに、休日・外出時の緊急事態等における連携体制を確立して迅速に対応する。また、日々の健康管理、健康観察に十分留意し、通院・服薬等を適切に行うとともに、緊急の疾病等の場合は利用者の勤務場所、医療機関との連携体制を基に適切に対応・支援する。

(6) 拠点施設内各部署の総合的支援体制による支援

全グループホームの支援は、拠点施設内にある居住支援、余暇等の支援、相談支援、就労支援の各部署がそれぞれの専門分野を生かし、協働しながら総合的支援体制のもとに進める。

(7) 各グループホームの施設整備の点検・整備

特に、年数の経ったグループホームにおいては施設整備の点検や補修をこまめに行い、利用者がいつも安定した気持ちで快適に生活できるようにする。また住み替え、建て替え等も計画的に検討し進める。

(8) 苦情相談への誠意ある迅速な対応

利用者及び家族等からの苦情や相談には迅速かつ誠意をもって対応し、解決に向けて積極的に取り組む。

(9) 職員の資質・専門性の向上

常に職員は、障がい者理解に力を入れ、委員会等主催の施設内研修や外部研修、法人の研修等に積極的に取り組み、各部署の支援における必要な専門性や技量が高まるようにする。

6 特別養護老人ホームつかのめの里経営計画

1 経営方針

老人福祉法等の基本理念及び社会福祉法人県央福祉会の経営理念・基本方針に基づいて、利用者一人一人の基本的な人権を尊重し、キャッチコピーの“ほっと心が和む里、いつでも聞こえる笑い声”の明るく、楽しく、心が和む、潤いのある施設運営を展開する。

(1) 生きがいのある生活を支える施設サービスの提供

家族との連携を密にし、利用者の意思及び人格を尊重した施設サービスを提供し、生きがいを持ち、自己実現が図れる生活が送れるよう努める。

(2) 住み慣れた地域での暮らしを支える居宅サービスの提供

心身の状況及び生活環境などに対応した居宅サービスを提供し、また地域との連携、協働の中で、住み慣れた地域での家庭生活が継続できるよう努める。

(3) 地域社会への貢献

各サービス機能の一体的な運営を図ることにより、より質の高いサービスを提供するとともに、施設や職員の専門性の還元を図り、地域に開かれた高齢者福祉の拠点施設としての推進を図る。

(4) 健全な施設経営

健全財政の推進を図るとともに、職員の資質向上、魅力的な職場づくりに努め、地域の信頼と期待に応える施設経営にあたる。

2 重点事項

(1) 信頼されるより良い施設サービスの推進

① 寄り添った介護

自己実現を目指し、利用者の意思及び人格を尊重し、心の通う寄り添った介護で、家庭との連携を図りながら、家庭生活の雰囲気を生み出すグループケアを継続する。

② 機能訓練の充実

生活の中にリハビリを位置づけ、生活リハビリとして、身体機能の回復及び維持を図る。

③ 楽しい食事

食事には、栄養・嗜好など細やかな配慮をし、おいしく楽しい食事の機会を提供するとともに、経口摂取継続支援に努める。

④ 健康管理の充実

嘱託医師及び協力病院との密接な連携での健康管理に努めるとともに、利用者、家族の意向に基づくその人らしさを尊重した看取りケアの充実に努める。

⑤ 潤いのある生活

生活の中に、外出の機会や季節の行事・レクリエーションなどを取り入れ、楽しみのある生活が送れるよう努める。

⑥ 居住環境の整備

利用者のプライバシーに配慮し、安全で、安心した生活が送れるよう、環境を整える。

⑦ 防災・防犯対策の充実

火災、地震、風水害等の非常災害や不審者侵入等の事案に迅速に対応できる防災・防犯教育を実施し、安全対策に努める。

⑧ 地域交流の促進

感染症に配慮しつつ、地域、ボランティア及び各種団体との交流を積極的に展開し、開かれた施設運営に努める。

(2) 住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることのできる支援の推進

短期入所、通所介護の居宅サービス事業を推進し、地域密着型サービス事業は、認知症対応型共同生活介護施設（認知症高齢者グループホーム）を2ユニットに増床する。居宅介護支援センターや地域包括支援センターと連携しながら、認知症になっても、家庭・地域の中で、自分らしい生活が継続できるよう努める。

(3) 感染症及び自然災害等非常時における業務の継続

必要な対策を講じると共に、発生時は、業務継続計画により感染拡大防止や被害の拡大防止に努め、各職員、事業所、法人等連携強化し、業務の継続に努める。

(4) 未来の福祉人材の育成

学生等の実習や、小・中学校の総合学習等の受け入れを積極的に行う。また受け入れるのみではなく、地域に出かけ、施設や職員の専門性を地域へ還元する活動に取り組み、高齢者福祉を身近な存在に感じることが出来るよう支援する。

(5) 関係機関との連携

より良いサービスの提供のため、関係市町村、医療機関及びサービス事業者など地域との連携や協働に努める。

(6) 職員の育成

限られた職員で質の高いサービスを継続的に提供するため、個々人のスキルアップを図ると共に、意見を言いやすい職場風土の醸成に努める。また、福祉機器やICT導入により、効率化、省力化を図り、職員の働く意欲の向上に努めると共に腰痛予防やメンタルヘルスチェックにより、健康で働きやすい環境を整える。

(7) 健全な施設経営

職員一人一人が常に課題意識と改善を考える経営意識の醸成を図る。また、積極的な情報

提供により、事業の透明性の確保に努める。

(8) 施設の整備

老朽化に伴う対応として、安全、快適な生活が送れるよう計画的整備を図る。

7 特別養護老人ホームうらだての里経営計画

1 経営方針

老人福祉法等の基本理念及び社会福祉法人県央福社会の経営理念・基本方針に基づいて、施設及び在宅福祉サービスの利用者一人一人の基本的な人権を尊重し、「通う心があたたかい みんないきいき うらだての里」という気持ちを胸に、利用者に安心、安全を提供し、家族から信頼、地域から期待される施設運営を推進する。

(1) 自分らしい暮らしを支える施設サービスの提供

快適な生活環境を整え、利用者及び家族が望む施設サービスを提供し、生き生きとした生活が送れるよう努める。

(2) 住み慣れた地域での暮らしを支える在宅サービスの提供

心身の状況に対応した在宅サービスを提供し、住み慣れた地域で自立できる生活の実現に努める。

(3) 地域社会への貢献

高齢者が安心して生活が送れるよう地域に開かれた施設運営を図るとともに、地域住民と連携・交流により地域福祉の向上に努める。

(4) 職員の資質向上と健全経営の推進

職員は、より質の高いサービスを提供するため、知識や技量の習得を図るとともに、稼働率を意識した経営と業務の効率化・省力化を進め、安定した施設運営に努める。

2 重点事項

(1) 個別ケアの充実と家族との連携

利用者の自立支援と、一人一人の想いを大切に「利用者の望む生活」の実現のため、個々の心身の状態に応じたサービスの提供と寄り添うケアを継続する。また、家庭との連携を図りながら、利用者・家族の要望に応じていくよう努める。

(2) 利用者の健康管理

協力病院、嘱託医師と連携し、個々の利用者の健康管理に努めるとともに、要望が増えている看取り介護の充実を図り、安らかな看取りができるように努める。

(3) 機能訓練の充実

生活の中で機能訓練を行い、利用者の機能の維持・改善に努める。

(4) 楽しみのある食事の提供

季節を感じることができる食事や一人一人の嗜好に合わせた食事の提供、併せて栄養ケアマネジメントに基づき、栄養状態の維持・改善に努める。

(5) 居住環境の整備

グループケアを実施し馴染みの関係や環境の中で利用者の人権とプライバシーに配慮するとともに、家庭的な環境づくりを促進し、利用者・家族にとって安全で安らぎのある場となるよう居住環境の整備に努める。

(6) 地域交流の促進

利用者が楽しく生き生きとした生活を送ることができるよう、地域や各種団体との交流やボランティアの受け入れを積極的に行い、開かれた施設運営に努める。

(7) 感染症対策と業務の継続

新型コロナウイルスなどの感染症については、感染者の早期発見に努めるとともに基本的な感染予防対策を継続する。また、発生時には業務継続計画に基づき、感染拡大防止に取り組み、利用者へのサービス提供の継続に努める。

(8) 防災対策の充実

火災・地震・水害等の緊急時に対応できる防災教育と避難訓練を実施するとともに、施設設備、機器等の定期点検の確認、保守管理を行う。また、地域住民の協力からなる施設防災協力員の協力を得ながら、防災安全体制の確立に努める。

(9) 在宅介護サービスの事業促進

短期入所・通所介護(一般型、認知症対応型)・訪問介護・居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護「くつろぎ」及び総合相談窓口である地域包括支援センター嵐北等、各事業所間の連携を図り、住み慣れた地域で最後まで在宅生活が継続できるよう在宅サービスの支援に努める。

(10) 組織の活性化と職員研修、研究活動の推進

福祉サービスの質の向上を目指し「感謝する心・謙虚な心・共感する心」を研修の基本姿勢とした職場研修、職員研修体制を整備し、積極的な研修会への参加や自主研究活動の推進を図るとともに、やりがいのある職場づくりのため、共に学び共に育ち合う福祉人材の育成に努める。

(11) 公益事業の推進

栄養バランスのとれた食事サービスの提供や安否確認・栄養指導を含めた配食サービス事業を継続する。

(12) 関係機関との連携

より良いサービスの提供のため、関係市町村、医療機関、サービス事業者との連携を図り、高齢者の福祉・介護の拠点として地域に貢献する施設を目指す。

(13) 業務効率化の推進

介護サービスにおける記録業務等に ICT(情報通信技術)を導入し、記録の一元化、業務の省

力化を図るとともに、見守りシステムや介護ロボット等の導入に向けた調査、研究を行なう。

(14) 健全な施設経営

安定した施設経営と健全財政の推進を図ると共に、介護サービス情報公開に積極的に取り組み、選ばれる施設となるよう努める。

8 特別養護老人ホームおおじまの里経営計画

1 経営方針

老人福祉法等の基本理念及び社会福祉法人県央福祉会の経営理念・基本方針に基づいて、入居者一人一人の意思及び人格・生活習慣を尊重し、その人らしい穏やかな生活を送ることを支援するとともに、入居者、家族、地域から信頼され期待される施設づくりを目指す。

(1) 一人一人の生活を大切にサービスを提供

ユニットケアの特徴を生かし、少人数の家庭的な雰囲気の中で、個々の関わりを大切にするとともに、他者との人間関係も築きながら自律的な生活が送れるように努める。

(2) 地域社会への貢献

地域に開かれた高齢者福祉の拠点として、地域との連携及び交流を促進する。

(3) 職員の資質と専門性の向上

専門的な知識と技術、良識を持った職員の人材育成を図り、質の高いサービスを提供する。

(4) 健全な施設経営

信頼と期待に応えられる安定した施設経営に努めると共に働きやすい職場作りを目指す。

2 重点事項

(1) 個別ケアの充実

① 入居者、家族の要望に耳を傾け、家庭での暮らしの継続に配慮し、一人一人の生活を大切に個別ケアに努める。

② 「水分」「食事」「排便」「運動」の4つの基本的ケアを実践し、自立支援介護を目指すことにより、介護力向上に努める。

③ 個別のニーズに対応したクラブ活動やユニット行事、余暇活動、外出の機会など計画・実施し、日々の生活が楽しく、生きがいや張り合いが持てるように努めます。

④ 身体機能の維持・向上を図ることにより、安心・安全・安楽な生活を送ることができるよう努める。

(2) 居住環境の整備

① 個室に使い慣れた馴染みの家具を持ち込み、プライバシーが守られた個室で自宅での生活が継続できるよう努める。

② 家庭的な雰囲気作りを行い、居心地の良い安らぎの場となるようユニットや共有スペースの環境整備に努める。

(3) 一人ひとりに合った食事の提供

① ユニットケアの概念に沿って、ユニットでの食事の盛り付けや、簡単な調理を入居者とを行い、コミュニケーションを取りながら、家庭的な雰囲気の食事環境作りに努める。

- ② 多職種で連携を図り、一人ひとりの咀嚼嚥下機能に合った食事形態、食事の姿勢、介助方法等を検討し、経口摂取が維持できるように努める。
- (4) 科学的介護の推進
- ① 入居者や家族の意向を踏まえ、一人ひとりの状態像に合わせて、どのようなケアが望ましいか根拠に基づき提供する。
 - ② データの収集、蓄積及び分析により介護の質の向上を図る。
 - ③ 入居者のケアの在り方を分析結果に基づき検討、改善することでPDCAサイクルを推進する。
- (5) 地域交流の促進
- ① 地域、ボランティア及び各種団体との情報交換や交流を積極的に行い、開かれた施設運営に努める。
 - ② 家族介護支援事業を計画・実施し、介護者同士の交流や情報交換、講習会等により、地域福祉に貢献する。
 - ③ 小中学生を対象に介護体験、出前授業を実施し、福祉社会や認知症等に対する理解を深めると共に、将来の介護人材育成に努める。
- (6) 防災対策の充実
- ① 火災、地震、水害、その他の非常災害に対応できる防災教育と避難訓練を実施するとともに、施設設備、機器等の点検、保守管理を行う。
 - ② 業務継続計画（BCP）について、管理者及び防火管理者を中心に職員への教育訓練を計画するとともに、関連マニュアルとの整合性を検証し、緊急時における危機対応能力の向上を図る。
 - ③ 地域住民の協力を得て施設防災協力員との連携を図り、防災・安全体制の確立に努める。
- (7) 健康管理と関係機関との連携
- ① 入居者の心身の状況を把握し、家族、嘱託医師、協力病院、医療機関等との密接な連携を図り健康管理に努める。
 - ② 入居者、家族の要望に対応し、住み慣れた個室で安らかな看取りができるよう、看取り介護の充実を図る。
- (8) 感染症対策
- ① 施設において各種感染症・食中毒を予防する体制を整備し、日頃から対策を実施するとともに、発生時には業務継続計画（BCP）に基づき、迅速で適切な対応に努める。
- (9) 職員の人材育成
- ① 職員研修体制を整備し、積極的な研修への参加を推進し、職員の資質の向上を図るとともにやりがいのある職場環境づくりを目指す。

② 計画的な園内外研修や人事考課制度を通じて、実践力の高い職員の育成に努める。

(10) 健全な施設経営

① 安定した施設経営と健全財政の推進を図るため、施設全体で経営意識を持つよう努める。

② 積極的な情報提供により、事業の透明性の確保に努める。

③ 職員の人材確保に努め、福祉機器の導入、計画年休の取得の推進、ノー残業ダイの徹底、安全衛生管理等を図り、健康で働きやすい職場の風土作りに努める。

9 児童福祉施設にじいる保育園経営計画

1 経営方針

児童福祉法、保育所保育指針、県央福祉会の経営理念や基本方針、保育理念に基づき、子どもが安全で情緒の安定した生活ができる環境を整え、自己を十分発揮して活動できるようにし、豊かな人間性をもった子どもの育成に努める。また、子育て支援を積極的に行い、地域に開かれ、親しまれる保育園経営に努める。

- (1) 園の保育目標である「元気な子ども」「仲のよい子ども」「自分のことは自分でできる子ども」「考える子ども」の実現に努める。
- (2) 子どもが成長していく過程を保護者と共に喜び理解し合い、保護者の養育力を最大限に支えていく。また、地域の子育て家庭には、仲間づくりの場として保育園を開放し、子育て情報の提供や相談にも応ずる等、地域の子育て支援の推進を図る。
- (3) 職員の専門性の向上と組織の活性化に努める。

2 重点事項

- (1) 改定保育所保育指針に沿った保育実践
 - ① 0歳から2歳児の保育のあり方が、その後の成長に大きな影響を与えることを認識し、温かみがあり、安心して活動できる環境づくりをするし、情緒が安定した健やかな生活を送れるようにする。
 - ② 幼児教育の場として、卒園までに育てほしい姿を意識し、主体的な遊びを中心とした保育の実践に力を入れる。
- (2) 保護者への支援の強化
 - ① 日頃から保護者とのコミュニケーションを積み重ね、悩みや子どもの願いを受け止めて保護者支援を行う。
 - ② 地域の子育て支援の拠点として、保育園の機能を開放し広報活動を積極的に行う。
- (3) 子どもの健康及び安全の確保
 - ① 火災、地震、風水害等の様々な災害や事故を想定したマニュアルを再点検し、繰り返し防災教育と訓練を実施する。
 - ② 保護者に保育園の安全管理や安全指導に対する方針や情報を正確に伝えていく。
 - ③ ヒヤリハットを記述、検討し再発防止に努める。
 - ④ 子ども達の運動能力アップを目指す活動を充実させ、自分で自分の身を守れるようになっていく力を養う。

- ⑤ 感染症予防マニュアルに基づく対応を徹底し、保護者・行政と連携し、感染症の拡大防止に努める。
- ⑥ 食物アレルギーの知識、情報を全職員で共有し、安全な食事を提供する。
- ⑦ 保護者・地域・行政と連携しながら食育を推進していく。

(4) 職場の研修体制の強化

- ① 保育の質の向上を図るために外部研修で得た成果を職場で共有し、園全体の力としていく。
- ② 日々の保育実践を通じて保育の課題等への共通理解や協働性を高められるように職員同士が主体的に学び合う園内研修を充実する。
- ③ 園内研修等の時間が確保できるように業務内容を見直し合理化を図る。

